

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納（又は徴収）事務を委託します。

令和8年7月1日

京都市長 松 井 孝 治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び事務所の所在地
特定非営利活動法人 きょうとNPOセンター
京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町52番地
イヌイ四条ビル3階 f l a g 四条
- 2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類
京都市市民活動総合センター・スモールオフィス、ロッカー使用料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和8年4月1日
- 4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日
令和8年4月1日

（文化市民局地域自治推進室）